

## 議案第63号

### 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(あつせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あつせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>労働審判法（平成16年法律第45号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立した</u> <u>もの若しくは同法による労働審判が行われたもの</u></p> <p>(8) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(あつせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あつせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。